

○こうち人づくり広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める
規則

平成15年 1 月20日
規 則 第 2 号

改正	平成16年 2 月25日	規則第 1 号
改正	平成17年10月31日	規則第 1 号
改正	平成18年10月31日	規則第 4 号
改正	平成20年 2 月18日	規則第 1 号
改正	平成21年10月21日	規則第 3 号
改正	平成25年10月31日	規則第 2 号
改正	平成27年10月27日	規則第 2 号
改正	平成29年 2 月28日	規則第 1 号
改正	令和 3 年10月29日	規則第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第 1 項の規定に基づき、広域連合長の職務を代理する副広域連合長は、次の副広域連合長の順序とする。

第 1 戸梶 眞幸

第 2 板原 啓文

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 2 月25日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月31日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月31日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 2 月18日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月21日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月31日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月27日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 2 月28日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月29日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。